

檜山北部3町合併協議会  
第3回 新町名候補選定小委員会

日 時 平成16年10月8日（金）14時39分

場 所 北檜山町農村環境改善センター

檜山北部3町合併協議会 第3回新町名候補選定小委員会会議次第

平成16年10月8日(金) 14:39~15:09 場所:北檜山町農村環境改善センター

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事  
会議録署名委員の指名について  
議案第1号 郡の所属の取扱いについて(継続協議)
4. その他
5. 閉 会

○出席委員

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄 委 員 柳 田 眞 委 員 新 保 静 夫

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 真 柄 克 紀 委 員 石 川 文 枝

大成町

委 員 花 田 千 賀 志 委 員 奥 村 美 喜 男 委 員 成 田 直 彦

檜山支庁

顧 問 小 田 千 明

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣 副 幹 事 長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫  
幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 高 野 利 廣 幹 事 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕  
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

## 1. 開 会

(午後2時39分)

(道高事務局長)

それでは、ただいまから第3回の新町名候補選定小委員会を開催いたします。

## 2. 委員長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、花田委員長よりごあいさつを申し上げます。

(花田委員長)

本日、新町名の誕生を何よりと思います。合併の暁には、せたな町の名のもとに全町民が心をつにして、将来に向けてのまちづくりが進められることを心からご期待するものであります。

当小委員会に与えられた宿題、実は一つございます。これからの会議を通じて、皆様のご意見を集めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけですが、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日の出席委員は10名でございます。会議は成立しているということをご報告させていただきます。

なお、小委員会運営要綱第6条第2項の規定によりまして会議の議長は委員長が当たることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 3. 議 事

(花田委員長)

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほど、改めてまたお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、小委員会設置規程第7条の会議運営規定の準用に基づく規定によりまして、柳田委員と成田委員をお願いしたいと存じます。

次に日程第2、議案第1号、継続協議となっております郡の所属の取扱いについて議題とさせていただきます。

事務局から議案の内容について説明いたします。

事務局、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(成田事務局次長)

議案第1号 郡の所属の取扱いについて。

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。

その選択に基づき、北海道に対して働きかけを行う。

- 1、新町の郡の所属は、瀬棚郡とする。
- 2、新町の郡の所属は、久遠郡とする。
- 3、新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成16年10月8日提出、新町名候補選定小委員会委員長、花田千賀志。

議案第1号 郡の所属の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の2ページをお開き願います。

1の「新町の郡の所属の決定権限」につきましては、地方自治法第259条第1項の規定において、郡の区域を新たに設置、廃止、区域の変更、名称の変更を行う場合は、都道府県知事が議会の議決を経て総務大臣に届け出を行うこととされております。

また、同条第3項の規定におきまして、二つ以上の郡をまたいで町村が設置された場合も、第1項の規定の手続を行うこととされております。

これらのことから、地方自治法の規定に基づき郡の所属の決定権限は都道府県にある、と法令で定められているところでございます。

資料の中段になりますが、住民基本台帳法施行令第12条第2項の規定に、住民票の記載事項の変更を職権で行うことができる事項が定められておりまして、その中に、同条同項第7号に規定がありますとおり、郡名、字名などの変更があった場合も含まれてございます。また、不動産登記法の関係では、第59条の規定におきまして、行政区画の変更があったときは、登記の行政区画の名称は変更したものと見なす、と規定されているところでございます。

議案の3ページをお開き願います。

登録免許税法第5条の規定におきまして、郡名、字名などの変更に伴う登記の記載事項の変更登記には登録免許税は免除されることとなっております。

2の「郡の所属が変わることによる影響」につきましては、新設合併の場合は町の名称が変わるため、町名変更に伴う影響が大きく、郡名の変更に伴う影響は町名変更に伴うものの中の一部としてとらえているところでございます。町名変更による影響は、観光案内板、道路標識、住所の変更、郵便番号の変更、電話局番の変更など、それと製造業者住所の記載された製品、それと登記簿など、さまざまな影響があると言われております。郡名の変更に伴う影響といたしましては、住所の変更、製造者住所の記載された製品、登記簿など住所に関する事項の影響が大きなところでございます。

3の「法務局への情報提供」につきましては、登記簿は電算処理されている関係から登記変更には4カ月ほどを要するため、郡名・町名の変更などがある場合には、事前に法務局に連絡をお願いしたい、とのことでございます。

4の「北海道の考え方」はと申しますと、郡の所属に関しましては北海道が一方的に決定する考えではなく、あくまでも合併協議会の方針決定されたものを尊重して郡の所属を決定していく考えである、とのことでございます。

議案の4ページをごらん願います。

5の「郡に所属している町の取扱い」につきましては、所属する町との協議が必要となります。郡の所属の取扱いは三つの選択肢がありますので、選択肢それぞれの取扱いは異なります。

①の瀬棚郡とする場合は、大成町の同意が必要となります。

②の久遠郡とする場合は、瀬棚町、北檜山町の同意が必要となります。

③の新たな郡名をつける場合は、3町での協議により方針を決定することとなります。

①～③、いずれの場合も、瀬棚郡に所属している今金町との協議は特に必要とされてございませんが、事前に郡名が変更になる旨の情報提供は必要かと思われます。

6の「新町の郡所属の方針を決定する期限」につきましては、17年9月に合併をするとした場合には、協議手順をごらんになっていただくとおわかりのとおり、さまざまな調整事項がございますので、合併協定書調印を12月初旬とした場合には、1カ月以上前には協議会において郡の所属方針を決定し、北海道に働きかけを行う必要がございますので、遅くともことしの11月初めには北海道に要望する形となるのが一番よい形かと思われます。

議案の5ページをお開き願います。

檜山支庁より、配置分合に伴う支庁及び郡の所管区域の北海道に対する要望手続に関する通知が9月28日付で協議会事務局に送付されております。

資料の中段に掲載されておりますが、郡の変更や郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときの属すべき郡の区域の手続に関しましては、地方自治法第259条において、知事が議会の議決経てこれを定め、北海道において決定されるものである、と根拠を掲載した上で、支庁及び郡の所管区域に関しては、地域の意向を十分お聞きし、反映してまいりたい、ということで北海道の考え方が明確に示されているところでございます。

議案の6ページをお開き願います。要望書のひな形でございます。

要望書に事務所の位置、郡名を変更する理由を記載の上、協議書の写し、議事録の写しを添付いたしまして北海道に要望していくという事務的な流れとなっております。議案にございますように、郡の所属の取扱いは、瀬棚郡、久遠郡、新たな郡の設置のうち一つを選択することとなろうかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

#### (花田委員長)

それでは、先ほどの合併協議会で新町名が平仮名の「せたな町」と決定されたことを踏まえまして、小委員会として郡の所属をどうするか、ということについての取扱いを協議してまいりたいと思います。

そこで、ただいま事務局からご説明申し上げましたとおり、郡の所属については選択肢として三通りの方法があるわけでありまして、瀬棚郡とするのか、久遠郡とするのか、あるいはまた新たな郡の名称を設けるのかについて皆さんがどのようなご意見をお持ちなのか、お話を伺ってまいりたいと存じます。

どなたでも結構でございますが、ご発言をお願いしたいと思います。

**(奥村委員)**

今、委員長から話された三つの中から選ぶことになると思うのですが、4ページの上段の中に、それぞれ大成町の同意、あるいは瀬棚町及び北檜山町の同意と、こういう括弧書きがございませぬけれども、この同意の解釈をどのようにすればいいか、事務局にお聞かせ願いたい。

議会の同意なのか。もしそうなら、せつかく決めても議会の同意を得なければならないということになると、そこで同意されない場合も出てくるので、この辺の解釈をひとつお聞きしたい。

**(成田事務局次長)**

先ほどもご説明いたしましたが、議会の同意が要るのは、北海道議会の同意でございます。

**(奥村委員)**

括弧の中の、それぞれの町の「同意」とはどのような意味なのか、と聞いているのです。

**(成田事務局次長)**

合併協議会で話し合いを持って、協議をして同意を得る、という形を考えていますけれども。

**(奥村委員)**

同意というのは、それぞれ町から選ばれた委員にゆだねられる、ということですか。そういう解釈でいいのか。

**(成田事務局次長)**

当然、町の住民の方々の代表でございますので、住民の意見を反映しながら、協議会に意見を持っていていただくという形で考えておりましたけれども。

**(奥村委員)**

例えば、北檜山町から選ばれている合併協議会の委員の皆さんが7人、「同意しません」ということになる、せつかく決まったものも承認されることにならないのでないか。何かこの辺、私、この間からひっかかって、聞こうと思っていた。この辺の同意の解釈、それでいいのかね。

大成町の同意、瀬棚町・北檜山町の同意と言うから、何かその辺……。

**(花田委員長)**

私は、「構成町の議会」という認識をしておりました。そうでないと、住民生活にかかわってくるからこそあるわけですから、私は、構成町の議会の……町名もそう。これは北海道は、郡名と町名というのはついて回ることですから。そういうことで、構成町の議会の同意、私はそういうふう理解するのですが、せつかく檜山支庁からもおいでくださっておりますので、その辺の見解お聞かせいただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

(休憩) (午後2時53分)  
(再開) (午後2時58分)

(花田委員長)

では、休憩を取り消しまして、会議を再開いたします。

改めて、前段申し上げました、皆さんのご意見を集めてまいりたいと思います。

(真柄委員)

大変な記念すべき町名が決まりまして、すぐにまた、引き続き小委員会ということなのですが、これは私の記憶では、たしか前回継続の中でも、新町が決まって、じっくりとみんなでいい郡についても考えようや、ということで、私も町の各議会その他の中でいろんな話でも、まず新町が決まって、それにふさわしいものをまた検討していくという形で、小委員会としてはこの前、そういう形で継続になっているよということですから、私はきょう決まった新町名にふさわしいものを、各町が持ち帰って、それなりに審議して、もう一度この日程に間に合うように出して……。仮にこの三つの中からにしても、私は、北檜山なら北檜山、大成は大成なりに、本当にこの町に合わせたものをじっくりと煮詰める時間というのを、それで継続にさせていただいて、なるべくこれに間に合う時期に決定していくのが一番いいのではないかと思いますので、そういう提案をさせていただきたいと思います。

(花田委員長)

ただいま真柄委員から「熟慮する期間を設けて」と、こういうことが総意になろうかと思います。他に、ご意見ございませんでしょうか。

(成田委員)

私としては、できるならば早い段階でこの郡の所属、取り決めをしてほしいなと思います。

前々回ですか、瀬棚さんの方からも「久遠郡でどうか」というお話も聞いていましたし、私としては久遠郡とする形で調整願えればと思っております。瀬棚郡となると、今金町もまた瀬棚郡でありますし、そういう部分を画す部分でも、久遠郡で調整願いたいと思っております。

(花田委員長)

成田委員からは、久遠郡という名をもつての発言がございました。

前者は熟慮する期間、時間を置いてはどうかと。余りにも引き続いてのことだ、という慎重なお考え。成田委員については、これまでもこの郡というものはやっぱり宿題として抱えてきたこともあるので、という思いの発言であったろうと思います。両者それぞれの思いがありますが、他にご

ございませんでしょうか。

**(柳田委員)**

真柄委員のお話もよくわかりますし、成田委員のお話もよくわかります。それは、できれば早い方がいいのだろうなと思っています。何か資料を見ますと、登記の変更には4カ月ほどかかるのだということも書かれておりますので、できるならば作業を早く進めた方がいいのかと思いますけれども、しかしやっぱりそれぞれの思いがありますので、持ち帰って、またできるだけ早い機会に小委員会でも持つということではいかがかなという気がします。それで、具体的に成田委員から久遠郡というの名前を出していただいたということも、大きな考え方というか、参考の一つになろうかと思しますので、その方がよろしいかなというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

**(花田委員長)**

ただいま柳田委員からそういったようなご意見がございました。  
今、それぞれの思いを整理しますと……。

**(平田委員)**

私はそう思うのだけれども、10月22日に法定協がありますよね。それに間に合わせるのか、11月に入ってからというのは、いつやるのですか。

11月の初めならば間に合うのでしょうか？

**(花田委員長)**

今のお話を総合しますと、次回の協議会開催は10月22日、大成町ということ。決して、さっき発言あったことを背景で言っているのではないですから、誤解を招くのもまずいので。そこがタイムリミットになる。11月ごろやっぱり北海道にそれぞれの手続上のことがありますから、次回の10月22日、これまでに於いて再度開いていただきたいが、小委員会は先に開けないのだろうか。

**(道高事務局長)**

今、事務局で考えています日程なのですが、実は今月の18日に新町建設計画策定小委員会を開催する予定です。その結果を10月22日の協議会に報告するのですが、できれば、その後開催するとなると、今各町長さん方の日程だとかいろいろ見ますと、その後ずっと開けないような状況です。ですから、やるとすれば、できれば18日の午前中かなというふうに思っているのですが、そういう段取りでよかったなら、そのようにスタンバイしたいと思っております。

**(花田委員長)**

お諮りいたします。

ただいま申し上げたのは、10月22日はいわば全体の会議でございますから、その前にやはり諮っ



て、それを協議会上げるのが私たちの役目でありますので、ただいま申し上げた次回の開催日は10月18日、新町建設計画策定小委員会とちょっと時間をずらすと思うのですけれども、これはダブルならダブルでも、ダブルでないならダブルないように委員さんがおりますので、それで日程調整した会議で、いかがでしょうか。

**(内田委員)**

たしかにそういうこともわかるのですけれども、きょうは本当に町名が決まったばかりで、今度は郡ということになるとこれは今、18日と。1週間ぐらいしかないわけですね。果たしてその中でそれができるのだろうか。北檜山町も恐らく、これはそれぞれ町内会議とか団体長会議とか、いろいろございます。そういう中でそれらの説明もし、そしてまたそれぞれ理解も求めなければいけないために、18日というのは、ちょっと私としては厳しいのではないかというような気がしますけれども。18日でなければ、だめなのですか、これは。間に合わないというのですか、これ。

**(花田委員長)**

11月ころというスケジュールから見て逆算すると、そういう日程での調整はいかがかと。

**(平田委員)**

教えてほしいのだけれども、今、久遠郡と仮にした場合に「今金とは全く協議する必要はないよ」という話になると、久遠郡となった場合に、今金町には、瀬棚郡というのがまだくつつくわけですよ。だから、「今金と全く関係ないよ」と言って、それで済むものかな。ちょっとそのためには、何かちょっと時間が必要。相談しなければならぬのかどうか、わからないけれども……。

**(奥村委員)**

今日、この場で決められると一番いいと思うのだけれども、皆さんの意見を聞いていると、新町にふさわしい郡名を協議するというために時間を欲しいということなのです。それがいつなのか。早い時期にしなければならぬということであれば事務局と相談してください。

**(花田委員長)**

そのようにさせていただきます。こちらからやっても、なかなかそれぞれの思いが重なります。なかなかできませんので、こちらも事務局態勢を含めて、改めて皆さんにお諮りをする日程を設けたいと思います。

したがってこのことについては、議題として上りましたけれども、継続してということに扱ってさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

では、そういうことでやらせていただきます。

本日の宿題は途中で時間切れのようになりましたが、次回に持ち越したいと思います。

4. その他

5. 閉 会

(花田委員長)

本日は、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(午後3時09分)